

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,323,859	3,332,959
基金等	563,679	642,465
価格変動準備金	242,414	247,306
危険準備金	510,779	471,358
一般貸倒引当金	3,176	3,263
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940	708,398
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060	236,412
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786	817,040
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	115,021	106,712
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	574,655	580,847
保険リスク相当額 R1	125,234	125,402
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,606	48,738
予定利率リスク相当額 R2	66,141	65,178
資産運用リスク相当額 R3	458,905	465,437
経営管理リスク相当額 R4	14,134	14,265
最低保証リスク相当額 R7	7,834	8,541
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,156.8%	1,147.6%

- (注) 1. 平成22年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。平成23年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

## (参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,264,470	3,273,643
基金等	563,679	642,465
価格変動準備金	242,414	247,306
危険準備金	510,779	471,358
一般貸倒引当金	3,176	3,263
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940	708,398
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060	236,412
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786	817,040
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	55,633	47,396
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	983,797	928,059
保険リスク相当額 R1	125,234	125,402
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,606	48,738
予定利率リスク相当額 R2	170,371	167,764
資産運用リスク相当額 R3	768,317	715,751
経営管理リスク相当額 R4	22,388	21,280
最低保証リスク相当額 R7	6,872	6,383
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	663.6%	705.4%

- (注) 1. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされ、平成23年度末から適用されます。上表は、仮に当該変更を平成22年度末及び平成23年度第3四半期会計期間末に適用したと仮定した場合の数値です。なお、平成23年度第3四半期会計期間末については、変更後の規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式に基づいて算出しています。